

平成19年度 第1回岐阜県事業評価監視委員会 次第

日 時 平成19年4月27日(金)
13:30~
場 所 岐阜県全建総連(5階)大会議室

○ 開会の挨拶

○ 議 事

1 役員の指名について

(1) 副委員長の指名について

(2) 議事概要書署名委員の指名について

2 平成19年度のスケジュール等について

(1) 市町村事業の再評価について 【資料1, 2】

(2) 再評価実施事業の概要について 【資料3, 4】

(3) 事後評価の実施について 【資料5】

(4) 現地調査の実施について 【資料6, 7】

(5) 平成19年度委員会の開催計画について 【資料8】

3 審議結果の取りまとめ

○ 閉会の挨拶

平成19年度
第1回岐阜県事業評価監視委員会委員名簿

- あ ら や の り ゆ き
新 家 則 之 : NPO法人シルバー移動サービス理事長
- お か だ ゆ う こ
岡 田 悠 子 : 岐阜県商工会女性部連合会監事
- く ど み さ だ ゆ き
久 富 定 幸 : 岐阜県農業協同組合中央会専務理事
- ◎ こ う む ら さ ぶ ろ う
河 村 三 郎 : 岐阜大学名誉教授
- こ さ か り ょ う じ
小 坂 良 治 : 美濃商工会議所会頭
- た か ぎ あ き よ し
高 木 朗 義 : 岐阜大学教授
- た に ぐ ち ひ さ し
谷 口 尚 : 岐阜県町村会長（白川村長）
- な が せ ひ さ み つ
永 瀬 久 光 : 岐阜薬科大学教授（衛生・環境）
- ふ く と み れ い こ
福 富 玲 子 : 岐阜県間税会連合会女性部相談役

【本日欠席の委員】

- か わ し ま み え こ
川 島 三 栄 子 : 岐阜県芸術文化会議常任理事
- に し で ら ま さ や
西 寺 雅 也 : 岐阜県市長会（多治見市長）
- み し ま き は ち ろ う
三 島 喜 八 郎 : 岐阜県森林組合連合会代表理事副会長兼専務理事
- も り か わ ゆ き え
森 川 幸 江 : 弁護士

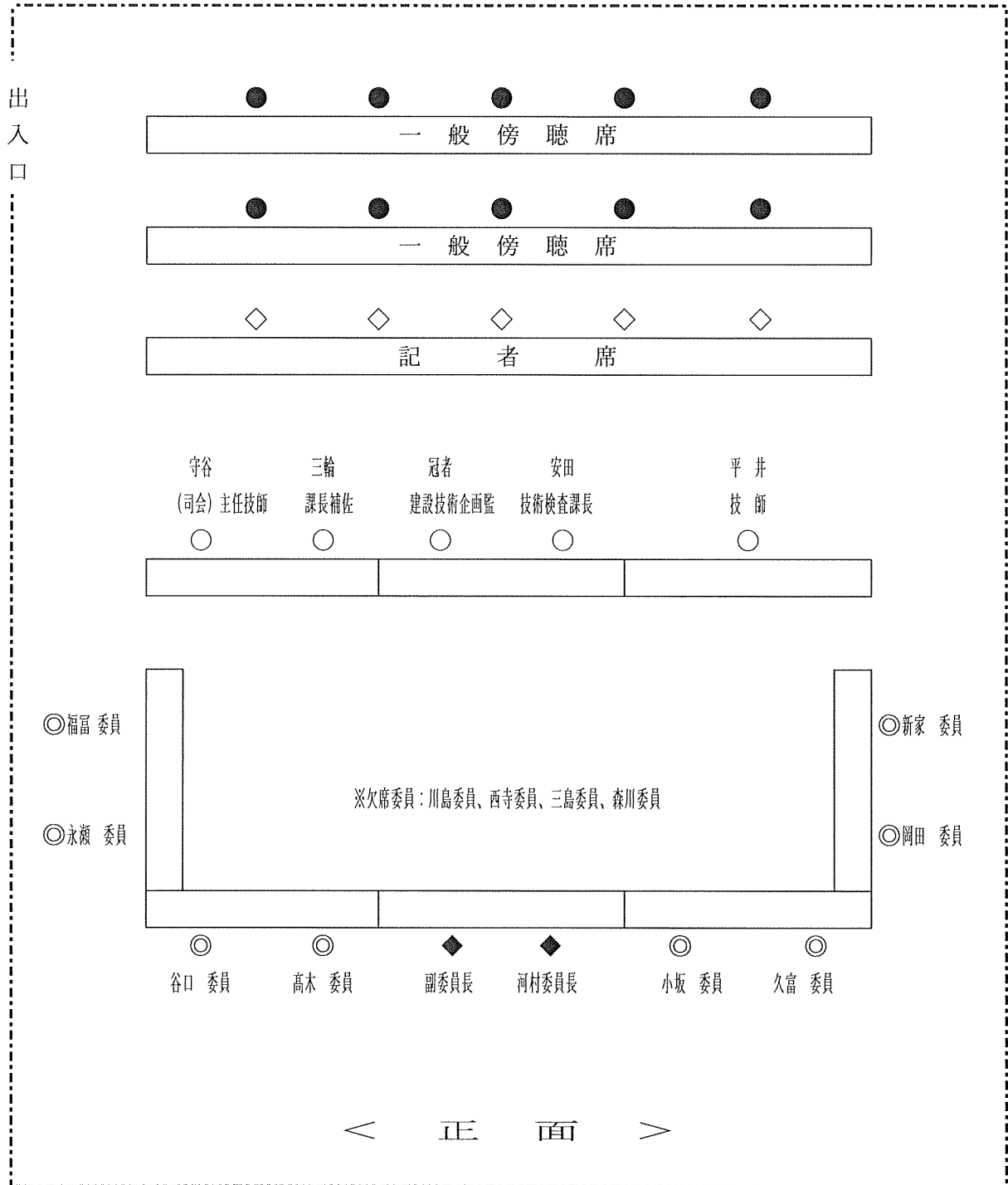
（五十音順 敬称略）

◎：委員長

平成18年6月5日（月）に開催された、平成18年度第1回岐阜県事業評価監視委員会において、岐阜県事業評価監視委員会設置要綱第3条の3に基づき委員の互選により選任

平成19年度 第1回岐阜県事業評価監視委員会 配席表

平成18年4月27日(金) 13:30～
岐阜県全建総連(5階)大会議室



○ 委員の配席は、正面向かって左から時計回りで「50音順」です。

平成19年度 市町村等事業 岐阜県事業評価監視委員会審議依頼箇所一覧表

番号	担当課名	事業主体	事業採択年度	完了予定年度	全体事業費 百万円	再評価 実施予定 年度	再評価の実施区分		事業名	路線名(地区名)	施工場所
							再評価	再々評価			
1	森林整備課	関市	H6	H24	500	H19	○	○	森林居住環境整備事業	奥板山～真寄勢	関市洞戸地内
2	河川課	岐阜市	H5	H25	2,000	H19	○	○	総合流域防災事業	西出川	岐阜市
3	街路公園課	岐阜市、鷺山、下土居 土地区画整理組合	H10	H25	6,185	H19	○	○	土地区画整理事業、緊急地方道路整備事業	鷺山、下土居地区	岐阜市、鷺山、下土居
4	街路公園課	岐阜市	H10	H20	9,780	H19	○	○	地方道路整備臨時交付金事業	水野町線	岐阜市加納水野町
5	下水道課	岐阜市	H10	H42	55,374	H19	○	○	公共下水道事業	北西部処理区	岐阜市
6	下水道課	飛騨市	H10	H28	6,682	H19	○	○	公共下水道事業	船津処理区	飛騨市神岡町地内
7	下水道課	本巣市	H10	H25	5,929	H19	○	○	特定環境保全公共下水道事業	本巣処理区	本巣市文殊ほか
8	下水道課	郡上市	H10	H22	4,703	H19	○	○	特定環境保全公共下水道事業	美並中央処理区	郡上市美並町地内
事業数計											

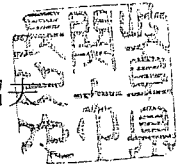
市町村等の長からの審議依頼書(写)

(別記様式1)

林 第 565 号
平成19年3月20日

岐阜県知事 古 田 肇 様

関市長 後藤 昭夫



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・ 事業名 森林居住環境整備事業
奥板山～真寄勢線

2 本市で事業評価監視委員会を設置できない理由

対象事業が少ないことから、監視委員会を設置することが困難である。
また、県事業評価監視委員会に審議を依頼することが合理的であるため

3 県の事業担当課名

森林整備課

(別記様式1)

岐阜市基河第1号
平成19年4月4日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜市長 細江 茂 光



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 : 総合流域防災事業
- ・河川・路線名等 : 準用河川 西出川
- ・工区名 : 岐阜市下鵜飼ほか3地内
- ・再評価の要件 : 再評価後5年を経過し事業継続中のもの

2 本市で事業評価監視委員会を設置できない理由

岐阜市では、河川事業に精通した学識経験者の選任が困難であり、再評価を必要とする他の同種の事業もなく、委員会の設置ができないため。

3 県の事業担当課名

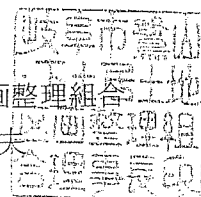
県土整備部河川課

(別記様式1)

岐鷲・下区第10号
平成19年4月6日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜市鷲山・下土居土地区画整理組合
理事長 岩佐 憲 夫



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

当組合が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 土地区画整理事業 緊急地方道路整備事業
- ・地区名 鷲山・下土居地区
- ・再評価の要件 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業

2 事業評価監視委員会を設置できない理由

当組合及び事業認可権者である岐阜市では区画整理事業に精通した学識経験者の選任が困難であるうえ、再評価を必要とする他の同種の事業も無いことから、委員会設置ができないため。

3 県の事業担当課名

都市建築部街路公園課

(別記様式1)

岐阜市基建第2号
平成19年4月5日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜市長 細江 茂 光



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

当市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・ 事業名 地方道路整備臨時交付金事業
- ・ 路線名 都市計画道路水野町線
- ・ 再評価の要件 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業

2 当市で事業評価監視委員会を設置できない理由

岐阜市では街路事業に精通した学識経験者の選任が困難であるうえ、再評価を必要とする他の同種の事業も無いことから、委員会設置ができないため。

3 県の事業担当課名

都市建築部街路公園課

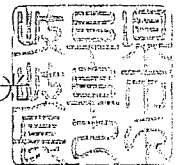
(別記様式1)

岐阜市水政第498号

平成19年3月23日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜市長 細江 茂 光



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

当市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 岐阜市公共下水道事業
- ・処理区名 北西部処理区
- ・再評価の要件 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業

2 当市で事業評価監視委員会を設置できない理由

岐阜市では公共下水道事業に精通した学識経験者の選任が困難であるうえ、再評価を必要とする他の同種の事業も無いことから、委員会設置ができないため。

3 県の事業担当課名

都市建築部下水道課

(別記様式1)

飛水第 21号
平成19年 4月 4日

岐阜県知事 古田 肇 様

飛騨市長 船坂 勝美



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 公共下水道事業
- ・地区名 船津処理区
- ・再評価の要件 事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業であるため

2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

下水道事業に精通した学識経験者の選任が困難であり、市単独で事業評価監視委員会を設置することができないため。

3 県の事業担当課名

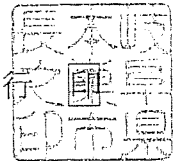
岐阜県 都市建築部 下水道課

(別記様式1)

本下水第 1 号
平成19年 4 月 2 日

岐阜県知事 古 田 肇 様

本巣市長 内藤 正行



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 特定環境保全公共下水道事業
- ・処理区名 本巣処理区
- ・再評価の要件 事業着手後10年を経過

2 本市で事業評価監視委員会を設置できない理由

本市において事業評価の審議対象事業となるものは、特定環境保全公共下水道事業のみであり、このために事業評価監視委員会を設置すること、また、公平な立場にある有識者を選定することが困難であるため。

3 県の事業担当課名

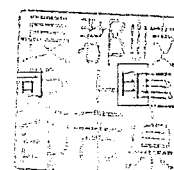
下水道課

(別記様式1)

郡水総第 1 号
平成19年 4月 2日

岐阜県知事 古田 肇 様

郡上市長 裕 孝



岐阜県事業評価監視委員会への審議依頼について

本市（町村等）が実施しております下記事業の再評価において、再評価結果に基づく対応方針の決定にあたり、第三者の意見を求める必要がありますので、岐阜県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第8条並びに委員会運営要領第4の1の規定により、関係資料を添えて委員会での審議を依頼いたします。

記

1 審議対象事業

- ・事業名 特定環境保全公共下水道事業
- ・処理区名 美並中央処理区
- ・再評価の要件 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業

2 本市（町村等）で事業評価監視委員会を設置できない理由

下水道事業の評価監視委員会を設置するにあたり、第三者（有識者）の選任が困難であるため。

3 県の事業担当課名

都市建築部 下水道課

平成19年度 再評価対象箇所一覧表

番号	担当課名	県事業		事業主体	事業採択年度	完了予定年度	全体事業費 百万円	再評価 実定年度	再評価の実施区分		事業名	路線名(地区名)	施工場所
		補助	県単						再評価	再々評価			
1	農地整備課	○		岐阜県	H18	H20	6,838	H19	○		県営農林漁業用理差油税財源身替農道整備事業	飛騨市	
2	農地整備課		○	岐阜県	H14	H22	4,260	H19	○		県営市町村合併支援農道整備事業	郡上市	
3	農地整備課		○	岐阜県	H14	H22	2,381	H19	○		県営ふるさと農道緊急整備事業	岐阜市・関市	
4	森林整備課	○		岐阜県	H9	H25	2,132	H19	○		森林環境保全整備事業	下呂市(金山町・馬瀬村)	
5	森林整備課		○	関市	H6	H24	500	H19	○		森林居住環境整備事業	関市(洞戸村)	
6	道路建設課	○		岐阜県	H5	H28	9,075	H19	○		地域連携推進事業(道路改築事業)	加茂郡八百津町～恵那市飯地町	
7	道路建設課	○		岐阜県	H10	H20	10,000	H19	○		地域連携推進事業(道路改築事業)	関市坂取加部～郡上市八幡町那比	
8	道路建設課	○		岐阜県	H10	H23	15,800	H19	○		地方道路臨時交付金事業 (地方道路整備臨時交付金)	岐阜市長良古津～志段見	
9	道路建設課	○		岐阜県	H10	H23	5,490	H19	○		住宅市街地基盤整備事業	多治見市下沢町～土岐市土岐津町	
10	道路建設課	○		岐阜県	H10	H28	9,769	H19	○		地方道路臨時交付金事業 (地方道路整備臨時交付金)	土岐市土岐津町～下石町	
11	河川課	○		岐阜県					○		広域基幹河川改修事業他	岐阜市・関市・美濃市	
12	河川課	○		岐阜県					○		広域基幹河川改修事業他	高山市・飛騨市	
13	河川課	○		岐阜県					○		都市一般河川改修事業他	岐阜市・山県市	
14	河川課		○	岐阜市	H5	H25	2,000	H19	○		総合流域防災事業	岐阜市	
15	街路公園課	○		岐阜市 岐阜市鷺山・下土居 土地区画整理組合	H10	H25	6,185	H19	○		土地区画整理事業、緊急地方道路整備事業	岐阜市鷺山、下土居	
16	街路公園課		○	岐阜市	H10	H20	9,780	H19	○		地方道路整備臨時交付金事業	岐阜市加納水野町	
17	下水道課		○	岐阜市	H10	H42	55,374	H19	○		公共下水道事業	岐阜市	
18	下水道課		○	飛騨市	H10	H28	6,682	H19	○		公共下水道事業	飛騨市神岡町地内	
19	下水道課		○	本巣市	H10	H25	5,929	H19	○		特定環境保全公共下水道事業	本巣市文殊ほか	
20	下水道課		○	郡上市	H10	H22	4,703	H19	○		特定環境保全公共下水道事業	郡上市美並町地内	
事業数計		10	2				8						
								12					

再評価実施事業の概要

県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	1
県営市町村合併支援農道整備事業	2
県営ふるさと農道緊急整備事業	3
森林環境保全整備事業	4
森林居住環境整備事業	5
地域連携推進事業(道路改築事業)	6
地方道路交付金事業(地方道路整備臨時交付金)	7
住宅市街地基盤整備事業	8
総合流域防災事業	9
土地区画整理事業、緊急地方道路整備事業	10
地方道路整備臨時交付金事業	11
公共下水道事業	12
特定環境保全公共下水道事業	12

○事業制度について	事業名	県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業
	事業目的	農林漁業用揮発油税財源身替措置の一環として、農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図り、併せて農村環境の改善に資することを目的として、農道の新設並びに改良を行う。
	採択基準	<ul style="list-style-type: none"> ・受益面積が概ね50 ha（振興山村、過疎地域は30 ha）以上であること ・車道幅員が概ね4 m（振興山村地域は3 m）以上であること ・新設又は改良に要する総事業費が1億円（特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、急傾斜地帯にあっては2,000万円）以上であること ・10年後自動車日交通量が概ね100台以上であり、かつ交通量の過半が農業に係るものであること
概要（メニュー）	・農道の新設又は改良	
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	<p>うち貨幣換算する項目《B》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業経営向上効果 <ul style="list-style-type: none"> ・走行経費節減効果・・・農産物の生産・流通に係る輸送経費の節減効果 ・維持管理節減効果・・・農道の管理労力等の軽減 ○生活環境整備効果 <ul style="list-style-type: none"> ・一般交通等経費節減効果・・・農道の開設、改良による旅行距離の短縮・舗装等による走行経費（燃料、タイヤ等消耗品費）の節減効果 ○農業生産向上効果・・・荷傷み防止効果 <p>年総効果額 ①＝上記項目の年効果額の合計 廃用損失額 ② 還元率×（1＋建設利息率） ③ 妥当投資額 ④＝①÷③－②</p>
	その他項目	○定住条件改善効果・・・通勤、通学、通院、福祉関係車両等の通行条件改善による住環境の向上
費用《C》の算定	総事業費 ⑤	
費用便益費の基準	投資効率＝妥当投資額④÷総事業費⑤ ※投資効率が1.0以上であること	

別紙 1

○事業制度について	事業名	県営市町村合併支援農道整備事業
	事業目的	合併重点支援地域に指定された市町村の区域において、県が農村地域の振興を図り、合併を側面から支援するために、県営市町村合併支援農道整備事業を実施し、合併重点支援地域における合併の推進、及び合併市町村の一体化を図る。
	採択基準	<ul style="list-style-type: none"> ・合併重点支援地域に指定された市町村が、複数受益である農道であること。 ・合併関係市町村内の農林水産業の近代化に資する施設等を合併市町村の住民が共同で利用する農道であること。 ・合併市町村の要望を踏まえ、県が合併市町村の一体化に資すると認めた対象地域内の農道であること。 ・県が、合併関係市町村等と調整のうえ作成した、市町村合併支援農道整備計画に記載された農道であること。
	概要 (メニュー)	農道の 신설又は改良
○費用対効果の分析について *費用便益 B/C*	効果の項目 うち貨幣換算する項目《B》	<ul style="list-style-type: none"> ○農業経営向上効果 <ul style="list-style-type: none"> ・走行経費節減効果・・・農産物の生産・流通に係る輸送経費の節減効果 ・維持管理節減効果・・・農道の管理労力等の軽減 ○生活環境整備効果 <ul style="list-style-type: none"> ・一般交通等経費節減効果・・・農道の開設、改良による旅行距離の短縮・舗装等による走行経費（燃料、タイヤ等消耗品費）の節減効果 ○農業生産向上効果・・・荷傷み防止効果 <p> 年総効果額 ①＝上記項目の年効果額の合計 廃用損失額 ② 還元率×(1+建設利息率) ③ 妥当投資額 ④＝①÷③－② </p>
		その他項目
	費用《C》の算定	総事業費 ⑤
費用便益費の基準	<p>投資効率＝妥当投資額④÷総事業費⑤</p> <p>※投資効率が1.0以上であること</p>	

○事業制度について	事業名	県営ふるさと農道緊急整備事業	
	事業目的	農業の振興を図る地域において、地域が緊急に対応しなければならない課題に 応えて早急に整備を行う必要がある集落間、集落と基幹的道路又は基幹的公共施 設等との間を結ぶ農道の整備を県単独施工し、農村地域の振興と生活環境の改善 を図る。	
	採択基準	<ul style="list-style-type: none"> ・全幅員が 4 m 以上の農道 ・受益面積が概ね 30 ha 以上であること ・総事業費が 2,000 万円以上であること 	
	概要 (メニュー)	農道の新設又は改良	
○費用対効果の分析について	効果の項目	うち貨幣換算する項目《B》	<ul style="list-style-type: none"> ○農業経営向上効果 <ul style="list-style-type: none"> ・走行経費節減効果・・・農産物の生産・流通に係る輸送経費の節減効果 ・維持管理節減効果・・・農道の管理労力等の軽減 ○生活環境整備効果 <ul style="list-style-type: none"> ・一般交通等経費節減効果・・・農道の開設、改良による旅行距離の短縮・舗装等 による走行経費（燃料、タイヤ等消耗品費）の節 減効果 <p style="margin-left: 40px;"> 年総効果額 ① = 上記項目の年効果額の合計 廃用損失額 ② 還元率 × (1 + 建設利息率) ③ 妥当投資額 ④ = ① ÷ ③ - ② </p>
		その他項目	○定住条件改善効果・・・通勤、通学、通院、福祉関係車両等の通行条件改善による 住環境の向上
	費用便益 B/C	費用 《C》 の算定	総事業費 ⑤
	費用便益費の基準	投資効率 = 妥当投資額④ ÷ 総事業費⑤ ※投資効率が 1.0 以上であること	

別紙1

○事業制度について	事業名	森林環境保全整備事業	
	事業目的	森林の持つ機能に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全に資することを目的とし、このための森林整備に直結する林道を整備する。	
	採択基準	地域森林計画に記載された林道。開設効果指数が0.9以上。利用区域面積が50ha以上、かつ全体計画延長が1km以上（過疎、特定・準特定市町村等は30ha以上かつ0.8km以上）。着工後10年以内に利用区域面積の10%（延べ面積）以上の森林整備が見込まれること。	
	概要 (メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林管理道開設 ・森林施業道開設 	
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目《B》	<ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養便益 ・山地保全便益 ・環境保全便益 ・木材生産等便益 ・森林整備経費縮減等便益 ・一般交通便益 ・森林の総合利用便益 ・災害等軽減便益 ・維持管理費縮減便益 ・その他の便益
		その他項目	
	費用《C》の算定	費用の積み上げ基準＝事業費（建設費）＋維持管理費 単価の基準（事業開始年度単価） （割引率4%） 維持管理費の考え方（項目・・・林道維持管理費、機械借り上げ料等） （積み上げ年数・・・事業実施時から事業完了後40年間）	
	費用便益比の基準	B/C = 1.0以上	

別紙1

○事業制度について	事業名	森林居住環境整備事業	
	事業目的	山村と都市の共生・対流を図り、快適な居住環境を広く創出することとし、居住地周辺の森林、山村地域の定住基盤、森林整備の基礎となり生活環境の改善にも資する骨格的な林道等の整備を総合的に実施する。	
	採択基準	基幹道・・・地域森林計画に記載された林道。開設効果指数が1.2以上。利用区域面積が1000ha以上、かつ全体計画延長が7km以上。着工後10年以内に利用区域面積の10%（延べ面積）以上の森林整備が見込まれること。 管理道・・・地域森林計画に記載された林道。開設効果指数が0.9以上。利用区域面積が50ha以上、かつ全体計画延長が1km以上（過疎、特定・準特定市町村等は30ha以上かつ0.8km以上）。着工後10年以内に利用区域面積の10%（延べ面積）以上の森林整備が見込まれること。	
	概要 (メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林基幹道開設 ・森林管理道開設 	
○費用対効果の分析について 費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目 《B》	<ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養便益 ・山地保全便益 ・環境保全便益 ・木材生産等便益 ・森林整備経費縮減等便益 ・一般交通便益 ・森林の総合利用便益 ・災害等軽減便益 ・維持管理費縮減便益 ・山村環境整備便益 ・その他の便益
		その他項目	
	費用《C》の算定	費用の積み上げ基準＝事業費（建設費）＋維持管理費 単価の基準（事業開始年度単価） （割引率4%） 維持管理費の考え方（項目・・・林道維持管理費、機械借り上げ料等） （積み上げ年数・・・事業実施時から事業完了後40年間）	
費用便益比の基準	B/C = 1.0以上		

別紙1

○事業制度について	事業名	地域連携推進事業（道路改築事業）	
	事業目的	地域の交流・連携を促進すること、道路交通の円滑化を図ること等を目的に、現道の拡幅や線形改良またはバイパス等の建設を行う。	
	採択基準	<ul style="list-style-type: none"> 一次改築、二次改築 事業着手からおおむね8年以内に完成することを目標に整備する。（国道） 特殊改良事業 局部的に線形等が不良のため交通障害となっている区間の除却、人家連たん区間等における植樹帯の設置等の小規模な改良工事で緊急に施工する必要のあるもの。事業着手からおおむね4年以内に完成することを目標に整備する。 	
	概要 (メニュー)	<ul style="list-style-type: none"> 一次改築事業 未改良、未舗装の道路の整備 二次改築事業 環状線の構築や交通のあい路（踏切・屈曲・人家連たん等）の改築 特殊改良1種事業 局部的に線形等が不良のため交通障害となっている区間の除去 	
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目《B》	<ul style="list-style-type: none"> 走行時間短縮便益 走行費用低減便益 交通事故減少便益
		その他項目	<ul style="list-style-type: none"> 環境改善（大気汚染、騒音、エネルギー） 住民生活保全 地域経済の発展
	費用《C》の算定	<ul style="list-style-type: none"> 費用の積み上げ基準＝道路整備に要する事業費＋道路維持管理に要する事業費 単価基準（国土交通省道路局より原単位を提示） 評価期間は40年間 	
	費用便益費の基準	<p>道路事業の評価においては、投資効果を示す指標として費用便益比（B/C）を用いており、新規採択においては$B/C \geq 1.0$であることを事業採択の前提条件としている。再評価においては、残事業および事業全体の費用便益分析を実施する。</p>	

○事業制度について	事業名	地方道路交付金事業（地方道路整備臨時交付金）	
	事業目的	一定の地域において、地域の課題に対応し、複数一体となって行われる都道府県道及び市町村道の事業に対して、地方道路整備臨時交付金を交付することにより、地方の創意工夫を活かした個性的な地域づくりを推進することを目的としている。	
	採択基準	公共公益施設の整備に関連して、地域の社会的特性に即して地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、一定の地域において、一体的に行われる必要がある複数の事業（要素事業）から構成される事業であり、都道府県道又は市町村道の改築又は修繕事業を対象とする	
	概要（メニュー）	岐阜県では、主要拠点を結ぶ道路のアクセス強化及び道路交通の円滑化を図り、地域の良好な環境形成と産業活性化を支援する道路整備を行っている。 ・生活中心地から30分で到達可能な地域の面積比率の向上（43.9%→44.5%） ・道路整備による走行損失改善指標（0→3,000百万円/年） 以上の目的に資する事業を行うこととしている。	
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目《B》	<ul style="list-style-type: none"> ・走行時間短縮便益 ・走行費用低減便益 ・交通事故減少便益
		その他項目	<ul style="list-style-type: none"> ・環境改善（大気汚染、騒音、エネルギー） ・住民生活保全 ・地域経済の発展
	費用《C》の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・費用の積み上げ基準＝道路整備に要する事業費＋道路維持管理に要する事業費 ・単価基準（国土交通省道路局より原単位を提示） ・評価期間は40年間 	
	費用便益費の基準	道路事業の評価においては、投資効果を示す指標として費用便益比（B/C）を用いており、新規採択においては $B/C \geq 1.0$ であることを事業採択の前提条件としている。再評価においては、残事業および事業全体の費用便益分析を実施する。	

別紙1

○事業制度について	事業名	住宅市街地基盤整備事業	
	事業目的	住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏等の地域における職住近接等に質する住宅建設事業及び宅地開発事業の推進を図るため、これに関連する公共施設等(道路、街路、河川等)の整備を行う。	
	採択基準	○一般タイプ；住宅建設事業は住宅の戸数が300戸以上、宅地開発事業は宅地の面積が16ha以上等 ※他に2タイプあり。	
	概要(メニュー)	○公共施設整備 ・道路、都市公園、下水道、河川、砂防施設等 ※今回の再評価対象事業は道路整備のみ。	
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目《B》	<ul style="list-style-type: none"> ①道路整備の効果 <ul style="list-style-type: none"> ・走行時間短縮便益 ・走行費用低減便益 ・交通事故減少便益 ②住宅宅地の供給促進による効果 <ul style="list-style-type: none"> ・原価低減による便益(諸経費の低減分) ・住宅宅地の供給促進による便益(仮想家賃収入の増加分)
	その他項目		<ul style="list-style-type: none"> ①道路整備の効果 <ul style="list-style-type: none"> ・環境改善(大気汚染、騒音、エネルギー) ・住民生活保全 ・地域経済の発展 ②住宅宅地の供給促進による効果 <ul style="list-style-type: none"> ・事業に対する地元の理解・強力状況 ・宅地の造成等の進捗状況 ・社会情勢の変化
	費用《C》の算定		<ul style="list-style-type: none"> ①道路整備の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・費用の積み上げ基準＝道路整備に要する事業費＋道路維持管理に要する事業費 ・単価基準(国土交通省道路局より原単位を提示) ・評価期間は40年間 ②住宅宅地の供給促進に係る費用 <ul style="list-style-type: none"> ・整備費を前倒しして支出することによる費用
	費用便益費の基準		○道路整備および住宅宅地の供給促進 共通 ・投資効果を示す指標として費用便益比(B/C)を用いており、共にその値が1.0以上であること。

○事業制度について	事業名	総合流域防災事業（準用河川）	
	事業目的	流域（圏域）単位で水害対策と土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、豪雨災害に対し流域一体となった総合的な対策を推進する。 （一定計画により一定区間の浸水被害を未然に防止するため、河川改修を実施し国土の保全と民生の安定を図る）	
	採択基準	総事業費が概ね4億円以上24億円以内の準用河川に係る河川工事で、氾濫被害が防止される区域内の農耕地が60ha以上で、50戸以上の家屋又は5ha以上の宅地が存するもの。宅地開発、区画整理、土地改良等の事業に関連して、当該河川工事が必要となるもの。	
	概要（メニュー）	<ul style="list-style-type: none"> ・築堤工 ・掘削工 ・護岸工 ・橋梁工 	
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目《B》	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋資産 ・家庭用品資産 ・事業所資産（償却・在庫資産） ・農漁家資産（償却・在庫資産） ・農作物資産（水田・畑） ・公共土木施設等
		その他項目	
	費用《C》の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費と維持管理費の合計 ・評価対象期間は整備期間+50年とする ・現在価値化に用いる割引率は4%（B及びC共通） ・維持管理項目は、毎年定常的に支出される除草等、定期的に支出される維持修繕等の費用を50年間にわたり計上する 	
	費用便益費の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・費用便益比が1以上 	

○事業制度について	事業名	土地区画整理事業、緊急地方道路整備事業
	事業目的	スプロール化が進んでいることから、面的都市基盤整備を行い、良好な環境を有する住宅地の確保と、効果的な土地利用の誘導を図る。
	採択基準	「土地区画整理事業採択基準」による。以上の6点すべてを満たすこと。 ①補助基本額3億円以上 ②都市計画事業 ③施行地区面積10ha以上(原則) ④都市計画道路の新設または改築を含む地区 ⑤施行後公共用地面積25%以上 ⑥用地買収方式事業費/総事業費=1/3以上(施行地区面積20ha以下の場合)
	概要 (メニュー)	・都市計画道路の整備並びそれに付随する移転、移設、測量試験、調査等。 ・土地区画整理事業施行地内での道路築造、移転、移設、測量試験、調査等。
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目《B》 地区内及び周辺区域における事業の有無による地代便益（ヘドニックアプローチ若しくは路線価評価式により算定した地代差を便益）
	その他項目	
費用《C》の算定	①補助事業完了時における、年次別の事業費の現在価値を算出する。 $① = \text{各年度の事業費} \div (1 + 0.04)^n$ ※n = 補助採択年次からの経過年数 ②補助事業完了年度以降40年間の年次別維持管理費の現在価値を算出する。 $② = \text{各年度の維持管理費} \div (1 + 0.04)^n$ ※n = 補助採択年次からの経過年数 ③年次別の用地費について現在価値を算出、評価最終年度の用地残存価値を控除する。 $③ = \text{各年度の用地費} \div (1 + 0.04)^n - (\text{用地費の累積}) \div (1 + 0.04)^{n_{\max}}$ ※ n = 補助採択年次からの経過年数 $n_{\max} = \text{補助採択年次から最終評価年次までの経過年数}$ $C = ① + ② + ③$ の各年次の累計	
費用便益費の基準	B/C > 1.0	

平成19年度 再評価対象地区に係る事業制度・費用対効果の分析について

課：街路公園課

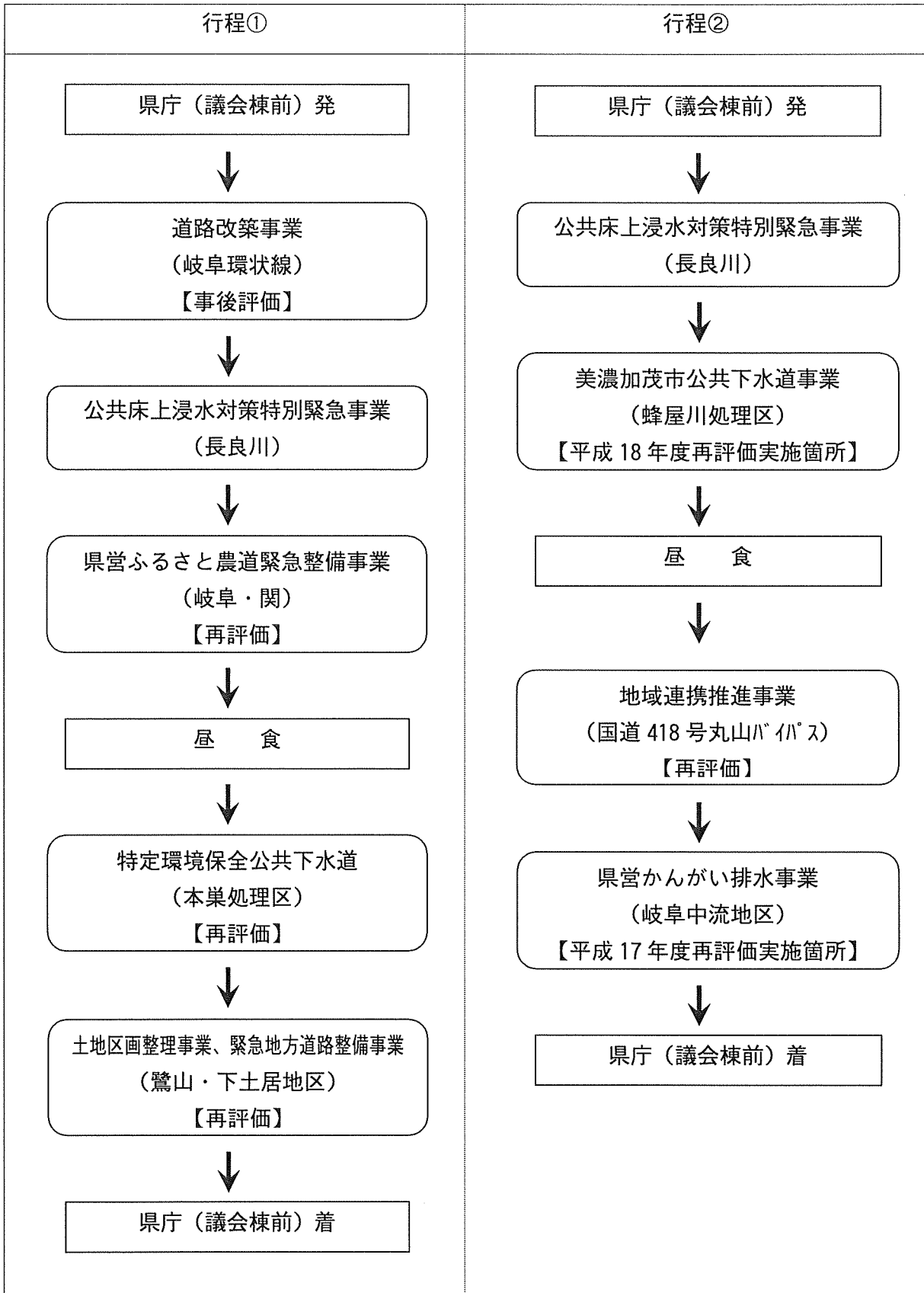
○事業制度について	事業名	地方道路整備臨時交付金事業（都市計画道路水野町線）	
	事業目的	駅前広場直近の道路から通過交通を排除し、岐阜駅周辺連続立体交差事業の事業効果を発揮するため、駅前地区外周道路として都市計画決定され、岐阜駅周辺の交通渋滞解消と再開発事業を促進する。	
	採択基準	地方道路整備臨時交付金事業 事業が概ね5ヵ年間に重点的かつ効率的に行われる必要があると認められるもの。	
	概要 (メニュー)	地方道路整備臨時交付金事業 一定の地域において、一体的に行われる必要のある要素事業から構成される事業であり、都市計画街路の改築を対象としている。	
○費用対効果の分析について	効果の項目	うち貨幣換算する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・走行時間短縮便益 ・走行費用低減便益 ・交通事故減少便益
		その他項目	
費用便益B/C	費用Cの算定	費用の算定＝道路整備に要する事業費＋道路維持管理に要する費用 ここで、道路整備に要する事業費は、工事費、用地費、補償費である。 ・単価基準（国土交通省道路局・都市・地域整備局より提示された原単位を使用） ・評価対象期間は建設期間＋40年間 ・社会的割引率は4％	
	費用便益費の基準	街路事業の評価においては、投資効果を示す指標として費用便益比（B/C）を用いており、新規採択においては費用が便益を上回っていること（ $B/C \geq 1.0$ ）を事業採択の前提条件としている。	

○事業制度について	事業名	公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業	
	事業目的	1. 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上（便所の水洗化、悪臭の排除等の環境整備）に寄与し、あわせて公共用水域（伊勢湾等）の水質保全に資する。 2. 自然環境の保全または農山漁村における水質の保全に資する。	
	採択基準	1. 都道府県構想に基づき他の汚水処理施設との調整を了している。 2. 費用効果分析結果が1以上。	
	概要 (メニュー)	・事業主体は市町村。 ・対象処理水は汚水（生活雑排水、し尿、工場・事業場排水等）及び雨水。 ・管渠及び処理場の築造。 ・公共下水道：対象区域→主に市街地、規模→制限無し。 ・特定環境保全公共下水道：対象区域→市街化区域以外の区域、規模→1,000～10,000人。	
○費用対効果の分析について *費用便益B/C*	効果の項目	うち貨幣換算する項目《B》	<p>●項目 効果計測項目 (1) 生活環境の改善効果 ○周辺環境の改善（＝下水道整備によるドブの解消） ・中小水路の覆蓋化（設置・清掃）費用。 ○居住環境の改善（＝便所の水洗化） ・浄化槽の設置・維持管理費用 (2) 公共用水域の水質保全効果 ○公共用水域の存在価値等のうち下水道の整備によって保全・回復される価値</p> <p>●上記項目より、年度別便益を算出し、現在価値に換算し合算する。 ・対象期間：事業着手から整備完了後50年目までの期間 ・便益の基準：各便益を基準年に補正 耐用年数ごとに代替事業費用等を計上。 水路覆蓋50年、浄化槽26年。 割引率は4.0%。 公共用水域の水質保全効果についてはCVMにより算定</p>
		その他項目	○処理場等の用地を公園等に活用できる価値 ○管渠の光ファイバー設置空間（電線類地中化）としての利用価値
	費用《C》の算定	○対象期間内の下水道施設の年度別費用を算出し、現在価値に換算し合算する。 ・費用の積上げ基準：下水道施設（処理場、ポンプ場、管渠等）にかかる建設費＋用地費＋改築費＋維持管理費 ・対象期間：事業着手年度を基準とし、整備完了後50年目までの期間 ・費用の基準：各費用を基準年に補正。 耐用年数ごとに改築費を計上。管渠、処理場（土木・建築）50年、処理場（機械・電気）15年。 供用開始後、維持管理費を計上。 割引率は4.0%。	
費用便益費の基準	○B/Cの値として1.0以上が必要。 社会情勢の変化等により、1.0未満となった場合は、事業計画の見直しも含めて対応方針を決定する必要がある。 (新規事業採択の場合、1.0未満であると、採択は不可能)		
※参考資料 下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)平成18年11月			

平成19年度 事後評価対象箇所一覧表

番号	担当課名	県 事 業		事業採択年度	完了予定年度	全体事業費 百万円	事 業 名	路線名(地区名)	施 工 場 所	
		補助	県単							
1	農地整備課	○		H9	H17	1,239	経営体育成基盤整備事業	羽島中部	羽島市	
2	農地整備課	○		H8	H17	1,565	経営体育成基盤整備事業	田鶴・境	海津市(南濃町)	
3	農地整備課	○		H8	H12(繰)	801	県営農業集落排水事業	横山	揖斐川町(旧藤橋村)	
4	農地整備課	○		H8	H13	1,136	県営農業集落排水事業	秋神	高山市(旧朝日村)	
5	農地整備課	○		H11	H13	913	県営農業集落排水事業	明宝中央	郡上市(旧明宝村)	
6	農地整備課	○		H10	H13	493	県営農業集落排水事業	知住	郡上市(旧明宝村)	
7	農地整備課	○		H13	H17	727	県営中山間地域農村活性化総合整備事業	馬瀬	下呂市	
8	農地整備課	○		H12	H17	502	県営農村環境整備事業	海津南部	海津市	
9	農地整備課	○	○	H9	H16(繰)	1,390	県営ふるさと農道緊急整備事業	美並	郡上市	
10	農地整備課	○		S63	H13	3,684	治水防除事業	福東	輪之内町	
11	農地整備課	○		H10	H13	559	治水防除事業	西小藪	羽島市、海津市	
12	農地整備課	○		H3	H13	1,083	地すべり対策事業	御防主	郡上市(高鷲村)	
13	森林整備課	○	○	H5	H17	2,132	ふるさと林道緊急整備事業	神原～敦河	飛騨市(古川町、神岡町)	
14	治山課	○		H7	H13	602	水源地域緊急整備事業	駄吉	高山市(旧丹生川村)	
15	治山課	○		H8	H13	592	環境保全総合治山事業	四十八滝	高山市(国府町)	
16	道路建設課	○		S48	H17	11,794	道路改築事業	国道257号(馬瀬・萩原ハハス)	下呂市萩原町古閑～下呂市馬瀬名丸	
17	道路建設課	○		H7	H17	16,100	道路改築事業	(主)岐阜環状線	岐阜市日野	
18	道路建設課	○	○	H6	H17	1,533	道路改築事業	(主)北方多度線	瑞穂市祖父江	
19	道路建設課	○	○	H8	H17	1,349	道路改築事業	(一)木曾三川公園線	海津市札野	
20	砂防課	○		H5	H14	745	公共 都市対策砂防事業、公共 通常砂防事業	石川支川	美濃市 二町	
21	砂防課	○		H8	H14	521	公共 予防砂防事業、公共 通常砂防事業	田口洞川	加茂郡 八百津町 和知	
22	砂防課	○		H5	H14	601	公共 火山砂防事業	平沢谷	郡上市 明宝 気良	
23	砂防課	○		H12	H14	757	公共 特定緊急砂防事業	黒内川	高山市 清見町 江黒	
24	砂防課	○		H12	H14	739	公共 特定緊急砂防事業	黒内川	飛騨市 古川町黒内	
25	街路公園課	○	○	H8	H8	4,258	公共街路事業、緊急地方道路整備事業、地方特定道路整備事業	(都)大垣駅北口線	大垣市林町～中川町	
事業数計		21	5							
		25								

平成 19 年度 第 2 回 岐阜県事業評価監視委員会 現地調査先（事務局案）



平成 19 年度 現地調査地候補箇所の事業概要集

行程①

道路改築事業（岐阜環状線）	…… 1
公共床上浸水対策特別緊急事業（長良川）	…… 2
県営ふるさと農道緊急整備事業（岐阜・関）	…… 3
特定環境保全公共下水道（本巣処理区）	…… 4
土地区画整理事業、緊急地方道路整備事業（鷺山・下土居地区）	…… 5

行程②

公共床上浸水対策特別緊急事業（長良川）	…… 2
県営ふるさと農道緊急整備事業（蜂屋川処理区）	…… 6
地域連携推進事業（国道 418 号丸山バypass）	…… 7
県営かんがい排水事業（岐阜中流地区）	…… 8

平成19年度 現地調査地候補箇所の事業概要

担当課 [道路建設課]

事業名	道路改築事業
地区名	(主) 岐阜環状線 (日野工区)
平成18年度までの進捗率	100% (平成18年度完成)
事業概要	<p>事業目的： 市街地を迂回する環状線の整備</p> <p>事業期間： 平成7年度 ～ 平成17年度</p> <p>総事業費： 約151億円</p> <p>所在地： 岐阜市日野西1丁目～日野達目洞</p> <p>工事概要： 延長 L=1,140m 幅員 W=13.0m (車道) トンネル工 L=408m (井ノ口第一トンネル) L=468m (井ノ口第二トンネル) 橋梁工 L=157m (日野高架橋) L=278m (達目洞高架橋) 道路改良工 L=575m (上り線) L=515m (下り線)</p>
平成19年度事業概要	事業完了済み
備考	平成19年度事後評価対象箇所

平成19年度 現地調査地候補箇所の事業概要

担当課 [河川課]

事業名	公共床上浸水対策特別緊急事業（一級河川長良川）
地区名	岐阜市芥見 ^{あくたみ}
平成18年度までの進捗率	13%
事業概要	<p>事業目的 床上浸水被害が頻発している地域の一级河川において、概ね5年間で河川改修を集中的に実施し、床上浸水被害を解消することを目的とする。</p> <p>事業効果： 岐阜市芥見^{あくたみ}～美濃市笠神^{かさかみ}の 床上浸水被害の軽減</p> <p>事業期間： 平成18年～平成22年</p> <p>総事業費： 48億円</p> <p>所在地： 岐阜市芥見^{あくたみ}～美濃市笠神^{かさかみ}</p> <p>工事概要： 掘削 V=490,000m³、築堤 L=350m 護岸 L=2,735m、橋梁補強 N=1箇所</p>
平成19年度事業概要	<p>事業費： 8億円</p> <p>工事概要： 掘削 V=80,000m³ 護岸 L=370m 橋梁補強 N=1箇所</p>
備考	審議対象外事業

平成19年度 現地調査地候補箇所の事業概要

担当課〔農地整備課〕

事業名	県営ふるさと農道緊急整備事業
地区名	岐阜・関
平成18年度までの進捗率	90%
事業概要	<p>事業目的： ふるさと農道緊急整備事業は、地域が緊急に対応しなければならない課題に応じて早急に行う必要がある農道を整備している。本地区は岐阜市北東部と関市の農産物流通及び生活環境の改善を目的とし実施している。</p> <p>事業期間： H14～H22</p> <p>総事業費： 2,381,000千円</p> <p>所在地： 岐阜市^{みわ}三輪～関市^{ひろみ}広見地内</p> <p>工事概要： 延長 L=1,780m 道路工 L=1,678m 橋梁工 L=102m 幅員 W=10.75m 車道3.0m×2車線 歩道2.0m 受益面積 707ha</p>
平成19年度事業概要	<p>事業費： 150,000千円</p> <p>工事概要： 舗装工 L=1,189m 付帯工 1式</p>
備考	平成19年度再評価審議実施箇所

平成19年度 現地調査地候補箇所の事業概要

担当課 [下水道課]

事業名	特定環境保全公共下水道事業
地区名	<small>もとす</small> 本巢処理区
平成18年度までの進捗率 (実施事業費/全体事業費)	64%
事業概要	<p>事業目的 健康で快適な生活環境の確保 及び公共用水域の水質保全</p> <p>事業期間：平成10年度～平成25年度</p> <p>総事業費：5,929百万円</p> <p>所在地：<small>もとす もんじゅ</small> 本巢市文殊ほか</p> <p>工事概要：処理区域面積：210ha 計画処理人口：7,000人 排除方式：分流式 計画汚水量：4,017m³/日 終末処理場：本巢浄化センター 処理能力：4,100m³/日 水処理方式：オキシデーションディッチ法 主要な管渠延長：汚水5.7km</p>
平成19年度事業概要	<p>事業費：491百万円</p> <p>工事概要：水処理施設増設工事(1,700m³/日) 管渠布設工事(L=4,600m) 管渠詳細設計(A=40ha)</p>
備考	平成19年度再評価審議実施箇所

平成19年度 現地調査地候補箇所の事業概要

担当課 [街路公園課]

事業名	土地区画整理事業、緊急地方道路整備事業												
地区名	さぎやま しもつちい 鷺山・下土居地区												
平成18年度までの進捗率	59%												
事業概要	<p>事業目的 <u>スプロール化*</u>が進んでいることから、面的都市基盤整備を行い、良好な環境を有する住宅地の確保と、効果的な土地利用の誘導を諮る。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">スプロール化とは、市街地が無計画に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。</p> <p>事業期間 平成9年度～平成25年度 (事業採択年度H10年度) (補助期間H10年度～H24年度)</p> <p>総事業費 6,185,000千円</p> <p>所在地 さぎやま しもつちい 岐阜市鷺山、下土居地内</p> <p>工事概要</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>施行面積</td> <td style="text-align: right;">29.30ha</td> </tr> <tr> <td>都市計画道路整備</td> <td style="text-align: right;">1,530.06m</td> </tr> <tr> <td>区画道路等整備</td> <td style="text-align: right;">6,452.09m</td> </tr> <tr> <td>公園整備</td> <td style="text-align: right;">8,900.00m² (4箇所)</td> </tr> <tr> <td>排水路整備</td> <td style="text-align: right;">2,206.04m</td> </tr> <tr> <td>調整池整備</td> <td style="text-align: right;">1,570.00m² (2箇所)</td> </tr> </table>	施行面積	29.30ha	都市計画道路整備	1,530.06m	区画道路等整備	6,452.09m	公園整備	8,900.00m ² (4箇所)	排水路整備	2,206.04m	調整池整備	1,570.00m ² (2箇所)
施行面積	29.30ha												
都市計画道路整備	1,530.06m												
区画道路等整備	6,452.09m												
公園整備	8,900.00m ² (4箇所)												
排水路整備	2,206.04m												
調整池整備	1,570.00m ² (2箇所)												
平成19年度事業概要	<p>事業費 628,000千円</p> <p>工事概要</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>都市計画道路整備</td> <td style="text-align: right;">336m</td> </tr> <tr> <td>区画道路整備</td> <td style="text-align: right;">1,370m</td> </tr> <tr> <td>上水道布設</td> <td style="text-align: right;">1,130m</td> </tr> <tr> <td>埋蔵文化財調査</td> <td style="text-align: right;">653m²</td> </tr> <tr> <td>移転補償(電柱移転を含む)</td> <td style="text-align: right;">35件</td> </tr> <tr> <td>調整池整備</td> <td style="text-align: right;">650m²</td> </tr> </table>	都市計画道路整備	336m	区画道路整備	1,370m	上水道布設	1,130m	埋蔵文化財調査	653m ²	移転補償(電柱移転を含む)	35件	調整池整備	650m ²
都市計画道路整備	336m												
区画道路整備	1,370m												
上水道布設	1,130m												
埋蔵文化財調査	653m ²												
移転補償(電柱移転を含む)	35件												
調整池整備	650m ²												
備考	平成19年度再評価審議実施箇所												

平成19年度 現地調査地候補箇所の事業概要

担当課〔下水道課〕

事業名	美濃加茂市公共下水道事業
地区名	蜂屋川処理区
平成18年度までの進捗率 (実施事業費/全体事業費)	36%
事業概要	<p>事業目的 蜂屋川流域の生活環境の改善と 公共用水域の水質保全を図ること。</p> <p>事業期間 平成9年度 ～ 平成28年度</p> <p>総事業費 10,965百万円</p> <p>所在地 美濃加茂市加茂野町鷹之巣2158-2</p> <p>工事概要 敷地面積 : 612ha 計画人口 : 15,600人 排除方式 : 分流式 計画汚水量 : 9,801m³/日 終末処理場 : 蜂屋川クリーンセンター 処理能力 : 10,000m³/日 水処理方式 : オキシデーションディッチ法 主要な管渠延長 : 汚水 13.8Km 雨水 6.9Km</p>
平成19年度事業概要	<p>事業費 941,500千円</p> <p>工事概要 蜂屋川クリーンセンター増設 ・流入ポンプ棟 (建築、機械、電気) ・沈砂池設備 (機械、電気) ・オキシデーションディッチ、終沈ポンプ棟 (土木、機械、電気) ・水、汚泥処理設備</p>
備考	審議対象外事業 (平成18年度再評価実施箇所)

平成19年度 現地調査地候補箇所の事業概要

担当課〔道路建設課〕

事業名	地域連携推進事業（道路改築事業）
地区名	国道418号 <small>まるやま</small> 丸山バイパス
平成18年度までの進捗率	38%
事業概要	<p>事業目的 新丸山ダム建設に伴う道路の付け替え</p> <p>事業期間 平成5年 ～ 平成28年</p> <p>総事業費 約91億円</p> <p>所在地 <small>やおつちようまるやま えなしいいじちよう</small>加茂郡八百津町丸山～恵那市飯地町</p> <p>工事概要 延長 L=16,175m 幅員 W=6.0m（車道） 改良工 L=13,528m 橋梁工 N=12橋 トンネル N=2本</p>
平成19年度事業概要	<p>事業費 3億円</p> <p>工事概要 <small>しんたびぞこ</small>新旅足橋 上部工工事 道路改良工事</p>
備考	平成19年度再評価対象箇所

平成19年度 現地調査地候補箇所の事業概要

担当課〔農地整備課〕

事業名	県営かんがい排水事業
地区名	岐阜中流地区
平成18年度までの進捗率	67.2%
事業概要	<p>事業目的： 本事業により揚水機場、配水池及びパイプラインを新設し、岩屋ダムに確保した農業用水0.65m³/sを安定供給することにより、農業生産性及び品質の向上を図るとともに農業経営の安定化と発展を図る。</p> <p>事業期間： 平成12年度～平成21年度</p> <p>総事業費： 2,409,000千円</p> <p>所在地： 各務原市^{うぬま}鷺沼南町～各務おがせ町</p> <p>工事概要： 用水路 パイプラインφ600～φ800 L=7,120m 揚水機場 1箇所 (Qmax=0.65m³/s、ポンプ4台) 配水池 1箇所 (伊木山) 取水施設 暗渠工 (羽島用水ライニング) L=1,580m 付帯工 推進工2箇所 (名鉄・JR横断、国道21号線横断)</p>
平成19年度事業概要	<p>事業費： 300,000千円</p> <p>工事概要： 用水路 用水路 L=806m</p>
備考	審議対象外事業 (平成17年度再評価実施箇所)

平成19年度岐阜県事業評価監視委員会開催計画(案)

回	開催日時	開催場所	議 事 内 容	備 考
第 1 回	4月27日(金) 13:30~15:15	全建総連厚生会館 5階大会議室	○副委員長の指命 ○再評価実施箇所の概要説明 ○事後評価の実施 ○現地調査箇所の選定	
第 2 回	5月18日(金)	現地調査	○現地調査実施	
第 3 回	6月14日(木) 13:15~16:00	全建総連厚生会館 5階大会議室	○再評価詳細審議 ・農地整備課所管事業(3箇所) ・道路建設課所管事業(3箇所)	
第 4 回	7月19日(木) 13:15~16:00	(未定)	○再評価詳細審議 ・森林整備課所管事業(1箇所) ・道路建設課所管事業(2箇所) ・河川課所管事業(3箇所)	
第 5 回	8月9日(木) 13:15~16:00	(未定)	○再評価詳細審議(市町村事業) ・森林整備事業(1箇所) ・河川事業(1箇所) ・街路公園事業(2箇所) ・下水道事業(4箇所)	
第 6 回	12~1月下旬 13:15~16:00	(未定)	○事後評価詳細審議	

※審議未了の案件がある場合は、8~9月に臨時に委員会を開催し審議を行うことがあります。